

厚生労働省和歌山労働局発表
平成26年12月25日(木)

担 当	厚生労働省和歌山労働局雇用均等室 室長 藤田 恭子 地方機会均等指導官 加藤 明子
	電 話 : 073-488-1170 F A X : 073-475-0114

改正パート法、次世代法等説明会の開催について

平成27年4月1日より、改正パートタイム労働法、改正次世代育成支援対策推進法が施行されます(改正の概要は別添1リーフレットのとおり)。

和歌山労働局(局長 ^{ゆずりは} ^{しんいち} 榎葉 伸一)では、改正内容を広く周知するため、県内2か所で説明会を開催します(下記及び別添2チラシのとおり)。

日 時	会 場	定員
平成27年 1月21日(水) 13:30~16:00	【田辺会場】 和歌山県立情報交流センター Big・U 研修室1 所在地:田辺市新庄町 3353-9 tel:0739-26-4111	80名
平成27年 1月26日(月) 13:30~16:00	【和歌山会場】 県民交流プラザ 和歌山ビッグ愛大ホール 所在地:和歌山市手平 2-1-2 tel:073-435-5200	130名

内 容

1. パートタイム労働法の改正について
2. 次世代育成支援対策推進法の改正について
3. 労働契約法の改正について
4. 雇用保険制度について

対 象 者

人事労務担当者等

申込方法: 各開催日の1週間前までにFAX等により和歌山労働局雇用均等室へお申し込み下さい。

主催: 和歌山労働局

共催: 和歌山県経営者協会
(次世代育成支援対策推進センター)

パートタイム労働法が変わります！



平成27年4月1日から、パートタイム労働者の公正な待遇を確保し、納得して働くことができるようにするため、パートタイム労働法が変わります。主な改正ポイントは以下のとおりです。

1. パートタイム労働者の公正な待遇の確保

(1) 正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲の拡大

【現行】「正社員と同視すべきパートタイム労働者」：①職務の内容が正社員と同一、②人材活用の仕組みが正社員と同一、③無期労働契約を締結している

【改正後】①、②が同一であれば、「正社員と同視すべきパートタイム労働者」に該当し、すべての待遇について差別的取扱いが禁止されます。

(2) 「短時間労働者の待遇の原則」の新設

パートタイム労働者の待遇と正社員の待遇を相違させる場合は、職務の内容、人材活用の仕組み、その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならないとする原則規定が新設されます。

(3) 職務の内容に密接に関連して支払われる通勤手当は均衡確保の努力義務の対象となります。

2. パートタイム労働者の納得性を高めるための措置

(1) パートタイム労働者を雇い入れたときの事業主による説明義務の新設

パートタイム労働者を雇い入れたときは、実施する雇用管理の改善措置の内容を事業主が説明しなければならないこととなります。現行法の「パートタイム労働者から説明を求められたときの説明義務」と同様、パートタイム労働者が理解できるような説明をしてください。

【雇入れ時の説明内容の例】

- ・賃金制度はどうなっているか
- ・どのような教育訓練があるか
- ・どの福利厚生施設が利用できるか
- ・どのような正社員転換推進措置があるか
など

【説明を求められたときの説明内容の例】

- ・どの要素をどう勘案して賃金を決定したか
- ・どの教育訓練や福利厚生施設がなぜ使えるか
(または、なぜ使えないか)
- ・正社員への転換推進措置の決定に当たり何を
考慮したか
など

(2) 説明を求めたことによる不利益取扱いの禁止

(3) パートタイム労働者からの相談に対応するための体制整備の義務の新設

(4) 相談窓口の明示

パートタイム労働者を雇い入れた際、事業主が文書の交付などにより明示しなければならない事項に「相談窓口」※が追加されます。

※ 相談担当者の氏名、相談担当の役職、相談担当部署など

【文書などによる明示事項】

<労働基準法で義務付けている項目>

- ・契約期間、仕事の場所・内容、賃金など

<パートタイム労働法で義務付けている項目>

- ・昇給の有無、賞与の有無、退職手当の有無
- ・相談窓口

(5) 親族の葬儀などのために勤務しなかったことを理由とする解雇などが行われることは適当ではありません。

3. その他

(1) 虚偽の報告などをした事業主に対する過料の新設

(2) 厚生労働大臣の勧告に従わない事業主の公表制度の新設



次世代法が10年延長され、 新たな認定制度が創設されます！

次世代育成支援対策推進法（「次世代法」）に基づく10年間の集中的・計画的な取組により、仕事と子育てが両立できる雇用環境の整備等が一定程度進みましたが、子どもが健やかに生まれ、育成される環境を更に改善し、充実させることが必要なことから、次世代法が改正されました。主な改正ポイントは以下のとおりです。

1. 法律の有効期限の延長（平成26年4月23日施行）

法律の有効期限が平成37年3月31日まで10年間延長されました。

このため、引き続き、仕事と子育ての両立のための「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局に届出を行っていただく必要があります。（従業員数101人以上の企業においては義務、100人以下の企業においては努力義務）

2. 新たな認定（特例認定）制度の創設（平成27年4月1日施行）

くるみん認定を受けた企業のうち、特に次世代育成支援対策の実施状況が優良な企業に対する新たな認定（特例認定）制度（プラチナくるみん認定制度）が創設されます。

プラチナくるみん認定を受けた場合、「一般事業主行動計画」の策定・届出に代わり、毎年少なくとも1回、厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」（<http://www.ryouritsu.jp/>）に男性の育児休業等取得に関する事項、女性の育児休業等取得に関する事項など次世代育成支援対策の実施状況を公表していただくこととなります。



※プラチナくるみんのマントの色は、ピンク、オレンジ、黄色、緑、青、紫、薄ピンク、薄オレンジ、薄黄色、薄緑、薄青、薄紫の12色から企業のカラーに合った色を選択することが可能です。

3. くるみん認定基準の改正（平成27年4月1日施行）

くるみん認定基準について、男性の育児休業等の取得に関する基準の中小企業（従業員数300人以下）の特例を拡充し、女性の育児休業取得率に関する基準を75%以上に引き上げるなどの改正が行われます。

また、くるみんマークは認定回数に応じて星が増えていくマークに変更されます。



4. 行動計画策定指針が改正されます（平成27年4月1日施行）

企業の皆様が「一般事業主行動計画」を策定していただく際によりどころとなる「行動計画策定指針」について、①取組の対象に非正規労働者が含まれることを認識の上、取組を進めていくことが重要であること、②男性の子育てに関する制度の利用促進に係る取組や、働き方・休み方の見直しに資する取組を進めることが重要であること等が明記されます。



改正パート法 ・次世代法等説明会



平成27年4月1日より、改正パートタイム労働法、改正次世代育成支援対策推進法が施行されます。

和歌山労働局では、改正のポイント等に関する説明会を以下のとおり開催いたします。ぜひご参加ください。

参加無料

日時	会場	定員
平成27年 1月21日(水) 13:30～16:00	【田辺会場】 和歌山県立情報交流センター Big・U 研修室1 所在地:田辺市新庄町3353-9 tel:0739-26-4111	80名
平成27年 1月26日(月) 13:30～16:00	【和歌山会場】 県民交流プラザ 和歌山ビッグ愛大ホール 所在地:和歌山市手平2-1-2 tel:073-435-5200	130名

内容

1. パートタイム労働法の改正について
2. 次世代育成支援対策推進法の改正について
3. 労働契約法の改正について
4. 雇用保険制度について

対象者

人事労務担当者等

主催：和歌山労働局

共催：和歌山県経営者協会
(次世代育成支援対策推進センター)

お問い合わせ・申込先

和歌山労働局雇用均等室(電話073-488-1170/FAX 073-475-0114)

FAX 073-475-0114

参加申込書

	<input type="checkbox"/> 田辺会場	<input type="checkbox"/> 和歌山会場
企業名		
所在地・連絡先	〒	☎
参加者役職・氏名	役職	氏名

参加を希望する会場に の上、各開催日の1週間前までにFAX等によりお申し込みください。

会場のご案内

【田辺会場】

和歌山県立情報交流センターBig・U(田辺市新庄町3353-9)



【和歌山会場】

県民交流プラザ和歌山ビッグ愛(和歌山市手平2-1-2)

